

北太平洋漁業委員会(NPFC)における 資源管理措置について



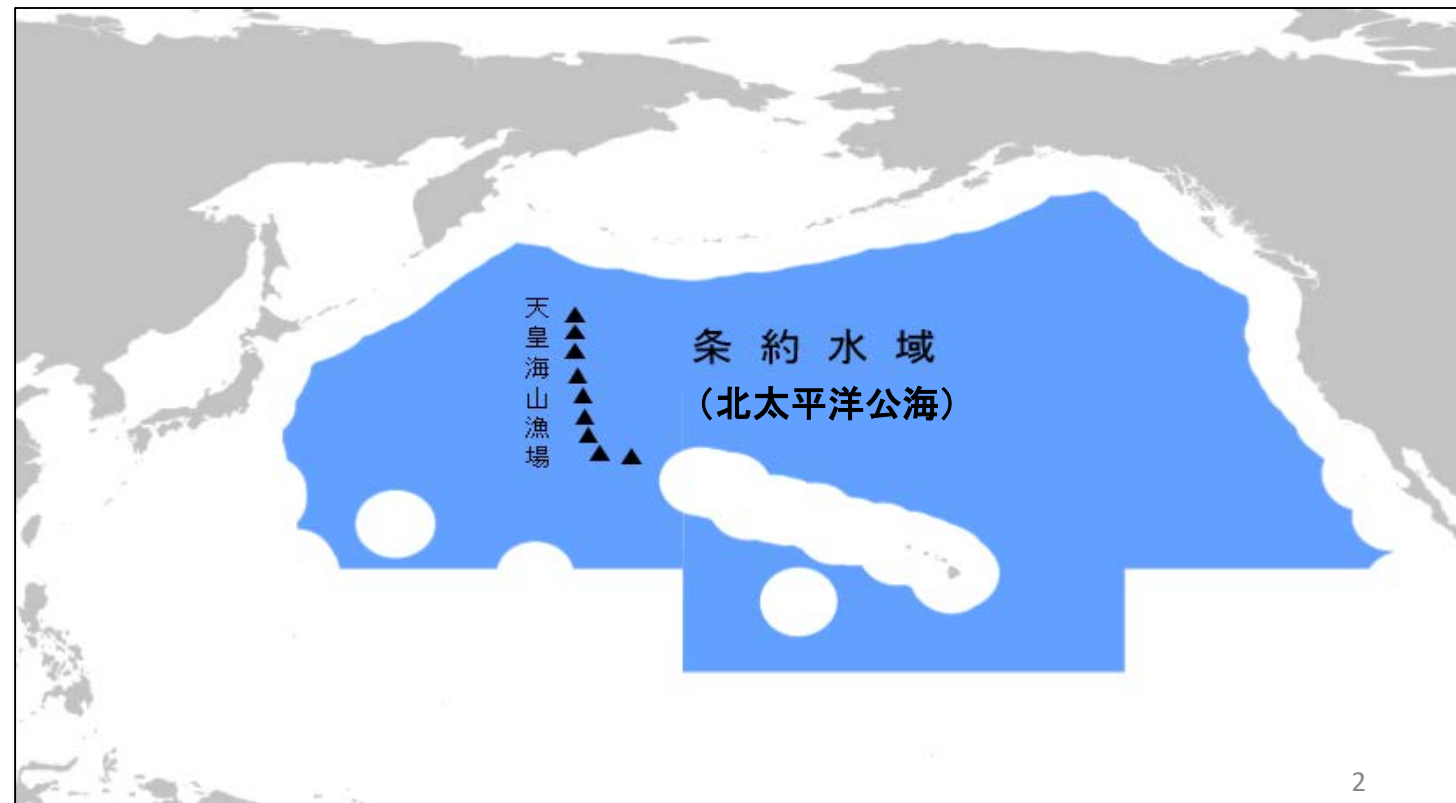
水産庁資源管理部長
神谷 崇

北太平洋漁業委員会(NPFC)

北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景に、国際的な資源管理の枠組づくりを進めるべく、平成27年に設立(条約水域:北太平洋公海)。

- 現在8か国・地域がメンバー。沿岸国(日本、ロシア)、遠洋漁業国(中国、韓国、台湾、バヌアツ)、関心国(米国、カナダ)に大別。
- サンマ、マサバ等、我が国水域でも漁獲される魚種が対象とされているが、サンマ以外は数量管理に合意できておらず、結果として我が国水域の資源管理に影響。
- 今年の年次会合は、7月16日(火)～18日(木)に東京で開催。

(参加国等)		
日本	}	沿岸国
ロシア		
中国	}	遠洋 漁業国
韓国		
台湾		
バヌアツ		
米国	}	非漁業国
カナダ		



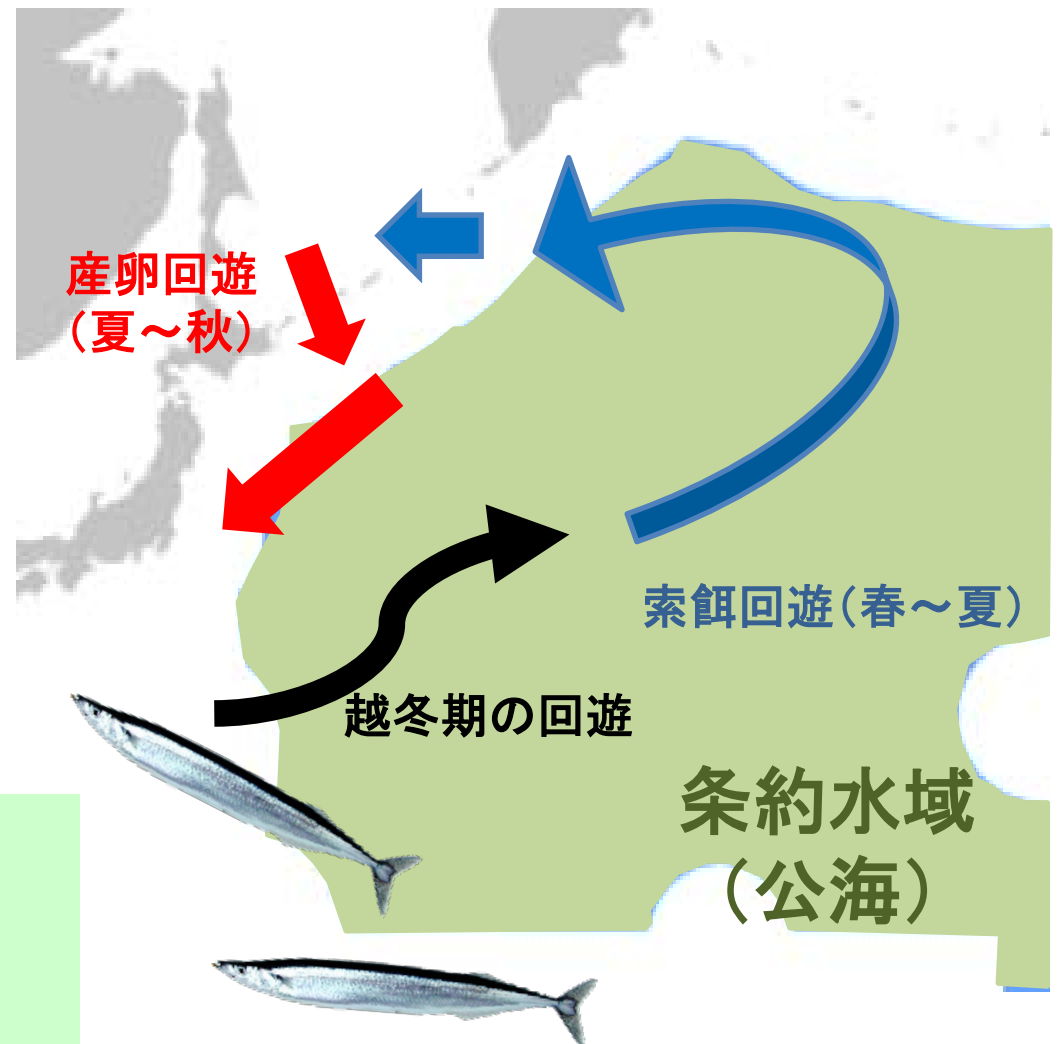
1. サンマの資源管理

サンマの回遊と条約水域

- サンマは、日ロ200海里水域と条約水域（公海）にまたがって回遊。
- NPFCは公海の資源管理のみを管轄。
- 沿岸国である我が国の措置を踏まえて、一貫性を持った形でNPFCの措置を提案する必要。

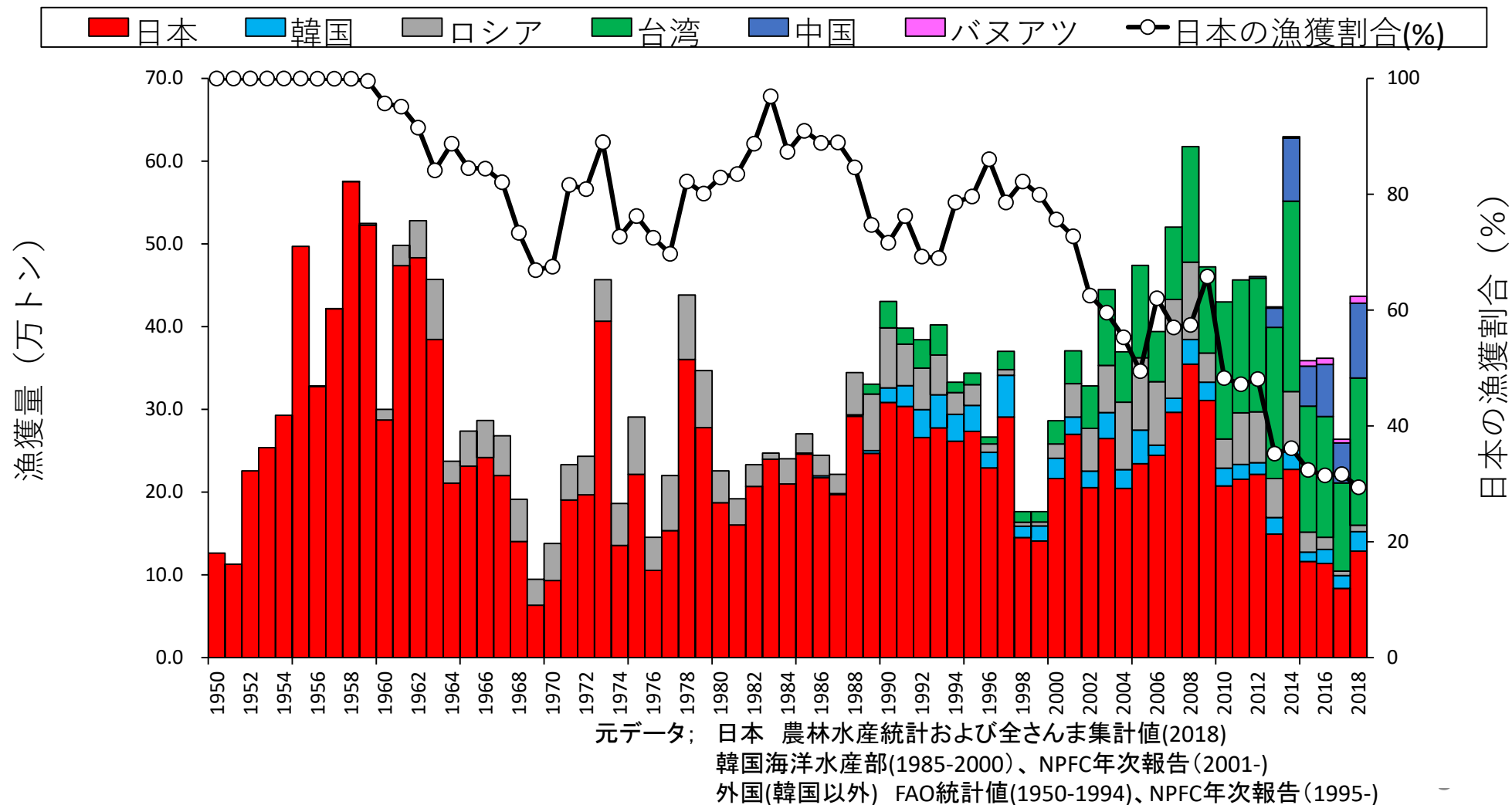
生物学的特性

- 寿命：2年（0歳と1歳魚）
- 成熟：一部は0歳魚で産卵
- 産卵：主に冬季
- 食性：動物プランクトン



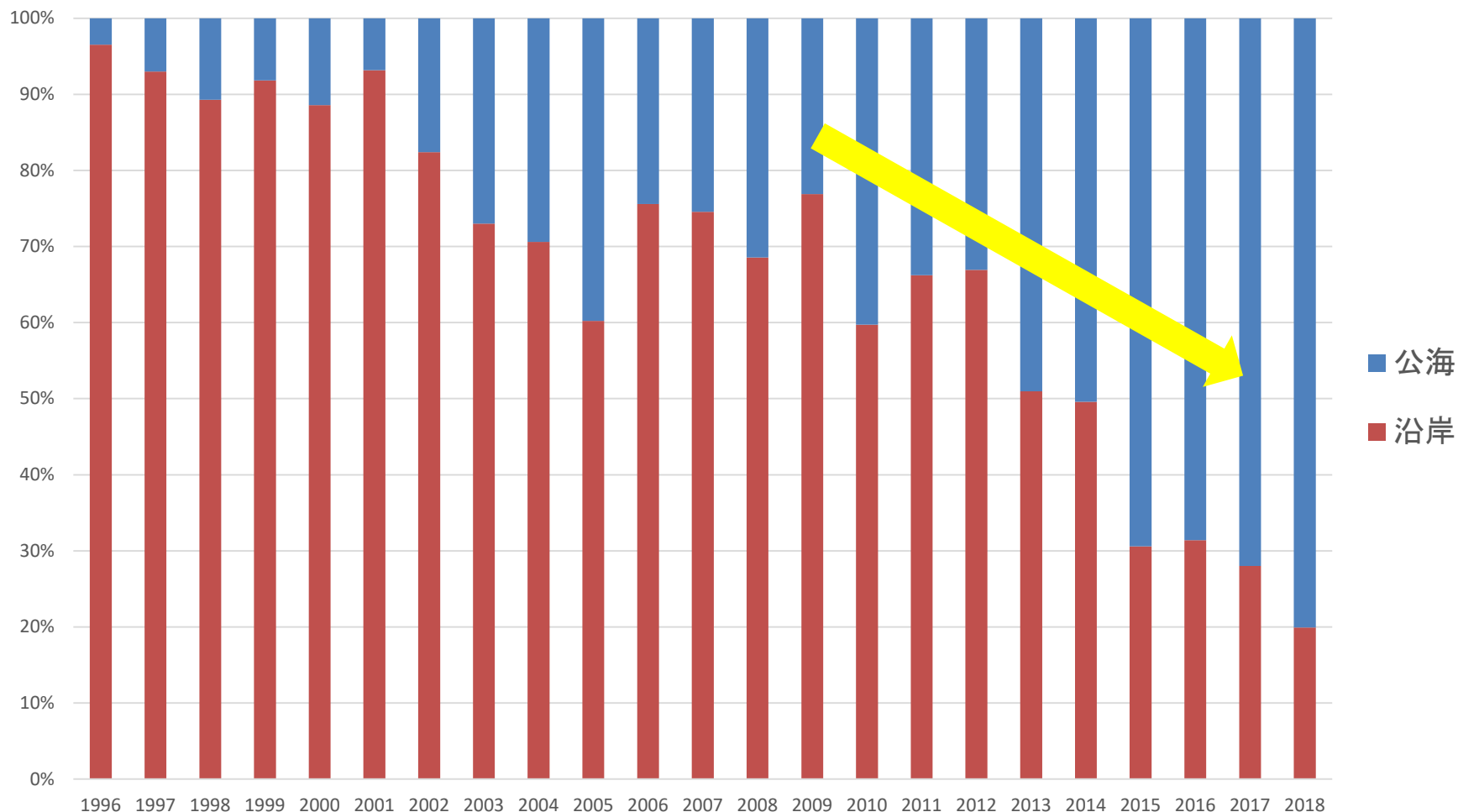
各国の漁獲量と日本の漁獲割合の推移

- 2000年初頭から、外国漁船による公海の漁獲割合が増加。
- NPFCが設立された2015年においては、既に公海での漁獲が過半を占める現状が確立。



沿岸国水域及び公海（条約水域）における漁獲量

サンマ漁獲量（沿岸と公海の割合）



出典：NPFCへの各国等報告をもとに水産庁が算出（単位：トン）

これまでの資源管理措置と昨年の年次会合での議論

➤ これまでの資源管理措置

- 遠洋漁業国による北太平洋公海でサンマを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止（沿岸国は急激な増加を禁止）。
- 公海で操業する漁船に、衛星漁船位置監視装置（VMS）を設置。
- 洋上投棄の禁止、小型魚の漁獲抑制の奨励。

➤ 昨年のN P F C年次会合における議論

- 漁獲数量規制の導入については、多くのメンバーが支持。
- 中国は、適切な漁獲可能量が科学的に合意されていないので議論はできないとして数量規制の導入に反対。

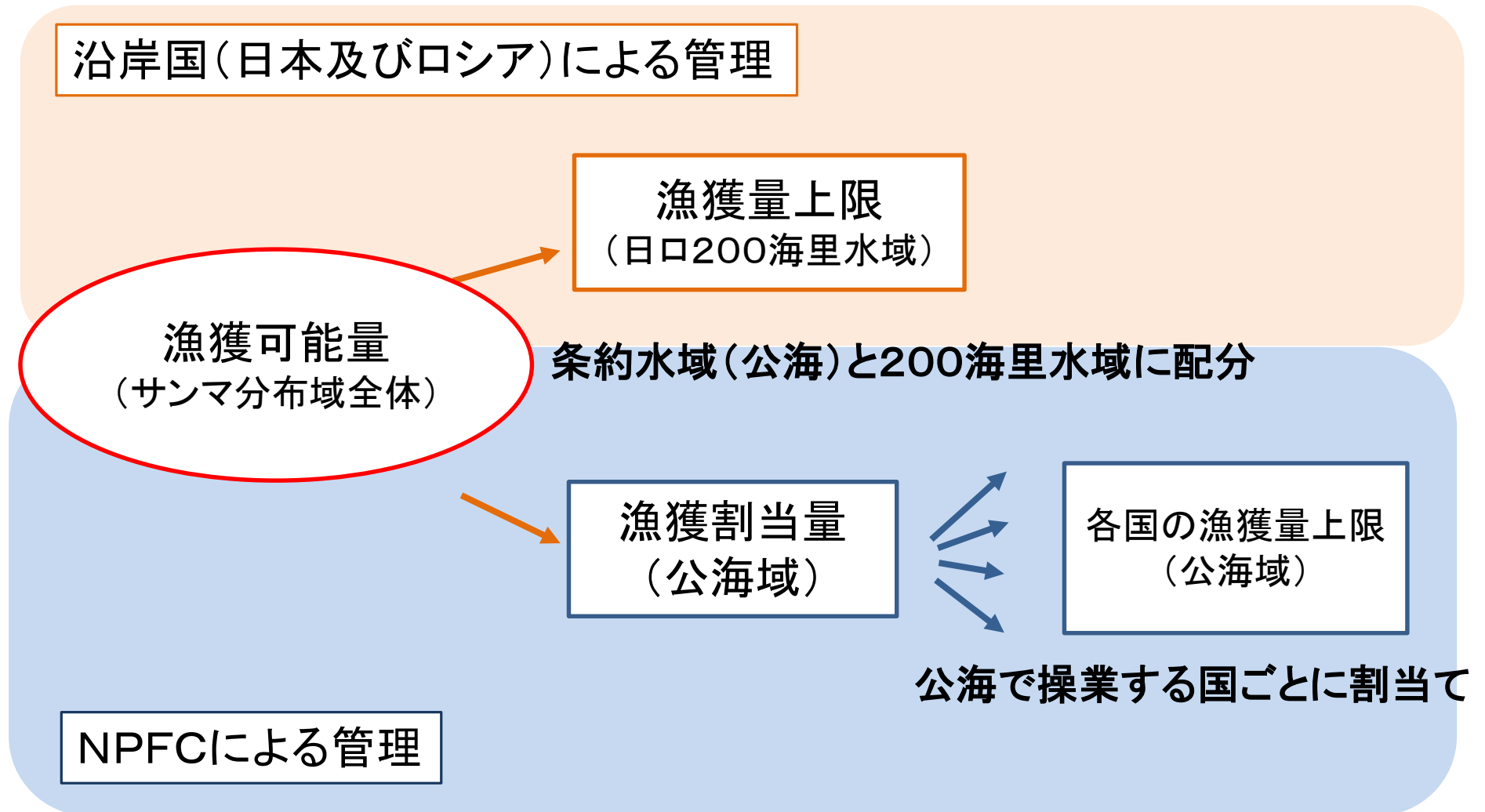
サンマの資源評価結果

本年4月の科学委員会において、以下3点を柱とする資源評価結果に合意。

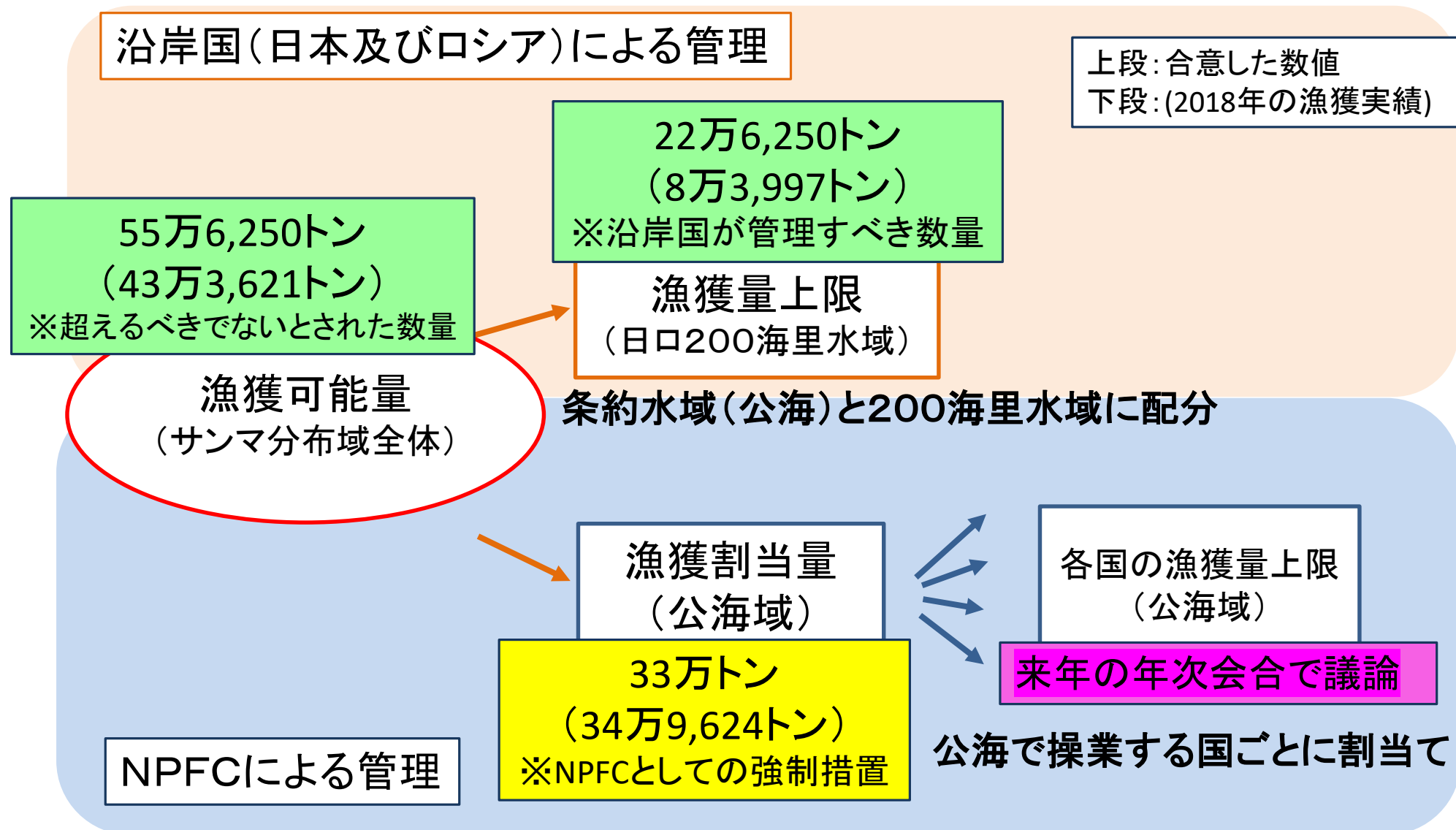
- 資源は、生産性が高く、高水準であった2000年代半ばから減少し、2017年には1980年以降で最低となった。
- 直近3年間(2016～2018年)の平均資源量は、MSY※を達成する資源量の8割程度。
- 漁獲率(F:漁獲量／資源量)はMSYレベルを達成する漁獲率よりも低い値で2000年代半ばから緩やかに増加。2017年の漁獲率は過去最高値であり、MSYレベルを達成する漁獲率に近づいている。

※ MSY:現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量

日本の提案(コンセプト)



今回の合意内容



※ 公海域での週ごとのサンマ漁獲量を、次の週の水曜日までにNPFC事務局長に報告。

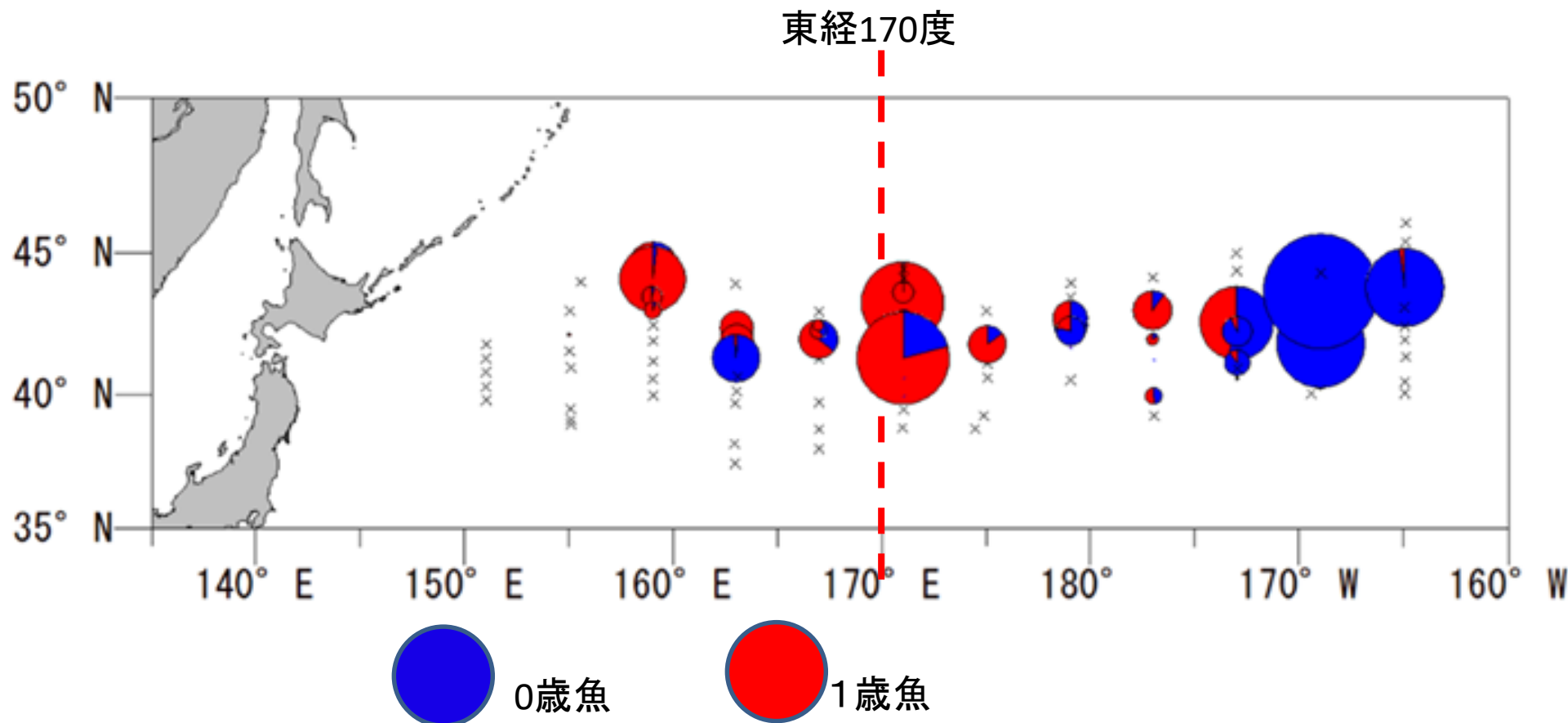
今後の見直し

- 委員会メンバーは、条約水域（公海）における国別の配分を2020年の年次会合において検討しなければならない。
- 2020年及びそれ以降において、委員会が必要な場合には、サンマ分布域全体の漁獲可能量及び公海の漁獲割当量の数値を、科学委員会からの助言及び勧告に基づき検討し、見直さなくてはならない。
- 2020年に行われる漁獲数量規制の措置は、サンマに関するいかなる将来の資源管理措置のベースとはならない。

その他の資源管理措置(小型魚保護のための措置)

- 6月から7月の間に、東経170度以東の海域でサンマ漁業を控えることを推奨。

○ 日本の調査船調査によるサンマの採取状況(2018年6月～7月)



※ 円の大きさは採取個体の多さを表す。

2. 他の浮魚類の資源管理 (サバ、イワシ、イカ)

NPFCにおける現行の資源管理措置

➤ マサバ

- 可能な限り早期に資源評価を完了させる。
- それまでの間、遠洋漁業国は漁船の許可隻数の増加を禁止（沿岸国は増加の抑制を推奨）。
- 公海で操業する漁船に、衛星漁船位置監視装置（VMS）を設置。

➤ マイワシ、スルメイカ、アカイカ

- 資源管理措置は無し。

その他の浮魚類（サバ、イワシ、イカ）の資源管理

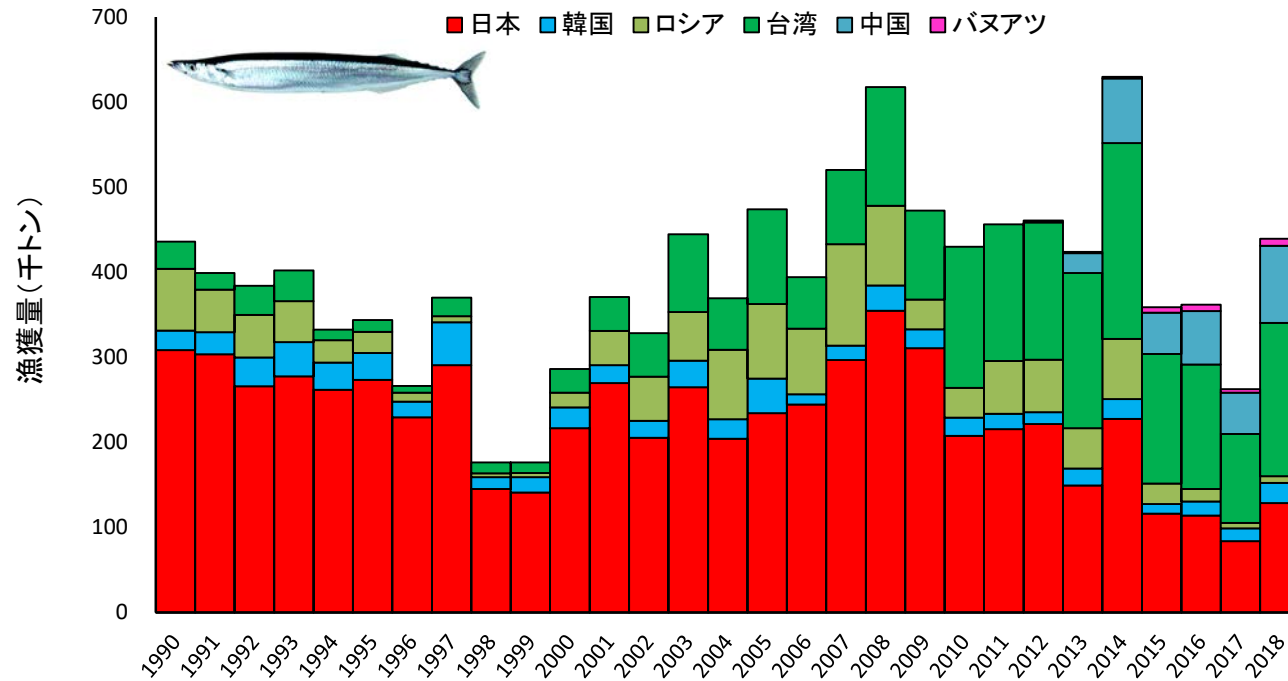
- マサバ、マイワシのように公海と200海里水域にまたがって分布する資源については、公海での管理措置が沿岸国による管理措置の効果を害さないこと、また、公海と沿岸の措置の一貫性を確保することとされている。（国連公海漁業協定第7条第2項、NPFC条約第3条（i））
- マサバ、マイワシ、スルメイカについては、沿岸国である我が国はTAC管理を実施。これら魚種について、公海を含めた資源評価はまだできていないが、公海での漁獲圧の増加を抑制するため、予防的に公海においても資源管理措置を導入することが必要。

NPFCにおける資源管理措置の導入状況

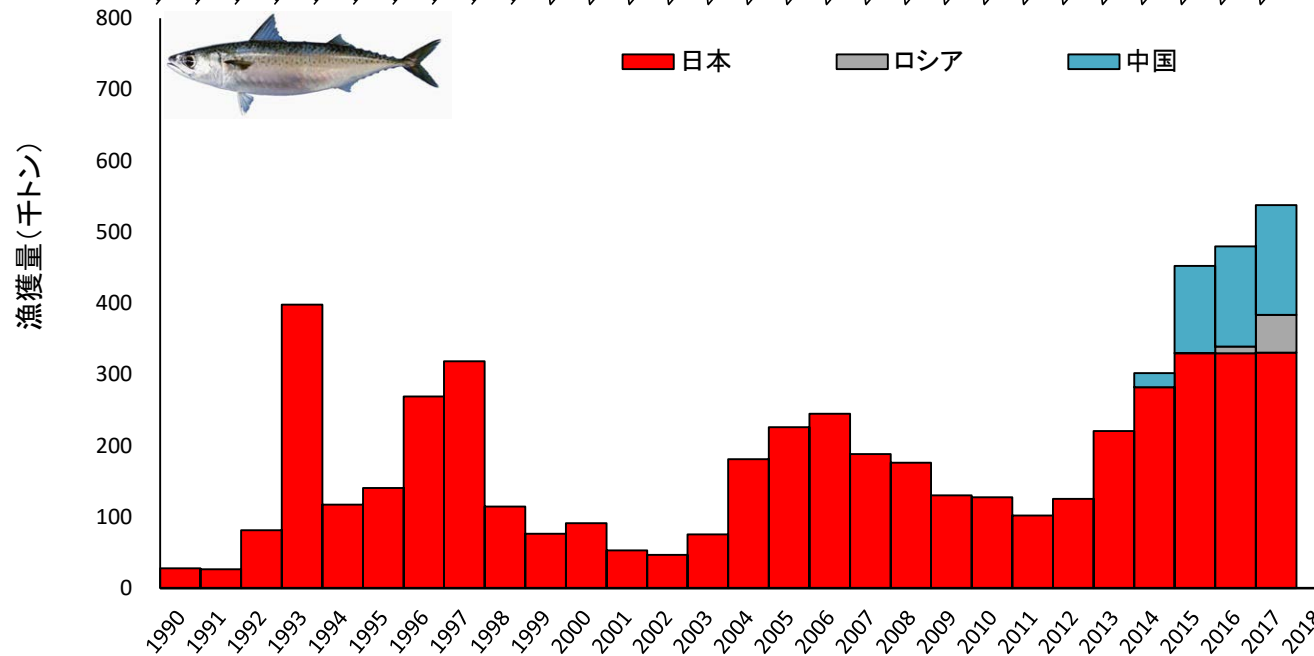
魚種 (2018年の公海での漁獲量)	NPFCにおける資源管理措置 (水色:これまでの措置、黄色:今年7月に新たに導入された措置、橙色:提案したが合意できなかった措置)	
	許可隻数の制限	漁獲量の制限
サンマ (35万トン)	○	○
マサバ (13万トン)	○	×
マイワシ (2万6千トン)	○	×
スルメイカ (3百トン)※2017年	○	×
アカイカ (4万4千トン)※2017年	×	×

3. 国内の資源管理とNPFC

サンマとの比較



2015年 NPFC設立
2017年 隻数規制導入
2019年 数量規制導入



- 国連公海漁業協定(通称:UNIA)

第七条2(a) 保存管理措置の一貫性;MSYベースを前提に

(a)沿岸国が自国の管轄の下にある水域において同一の資源に関し条約第六十一条の規定に従って定め、及び適用している保存管理措置を考慮すること並びに当該資源に関し公海について定められる措置が当該保存管理措置の実効性を損なわないことを確保すること。

- 北太平洋漁業資源保存条約(通称:NPFC条約)

第三条 一般原則

(i) 千九百九十五年協定第七条の規定に従い、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)の保存管理措置であって公海について定められるもの及び国の管轄の下にある水域について定められる当該保存管理措置が、当該魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものであることを確保すること。

サバ管理の将来像（イメージ）

主体	プロセス	備考
NPFC	資源評価の実施 ↓ 保存管理措置の決定 ↓ 国別配分の決定 ↓	- 沿岸国が定める保存管理措置の実効性を損ねてはならない（UNIA 第7条2の(a)） - 沿岸国が定める保存管理措置と一貫性のある措置としなければならない（NPFC第3条(i)）
日本	● 資源評価の実施 ● 資源管理目標の決定 ● 漁獲シナリオの決定 ↓	関係者との話し合いを通じ最終的に水産審議会の諮問・答申を経て決定
	● 管理の細則の決定	